

### 第3回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和7年10月24日(金) 午前9時45分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番	松田 潤	委員	2番	大沼 隆一	委員	3番	黒田 暢	委員
4番	佐藤 裕一	委員	5番	菅原 義弘	委員	6番	石栗 聡	委員
7番	五十嵐有紀子	委員	8番	齋藤 学	委員	9番	五十嵐晃樹	委員
10番	大川里美	委員						

農地利用最適化推進委員

島田 博 推進委員

4. 総会に欠席した農業委員等は、次のとおりである。

齋藤健太郎 推進委員

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1	報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
第2	報告第2号	許可を要しない農地の転用について
第3	報告第3号	農地の転用事実に関する照会について
第4	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 大川里美

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会	事務局 長	菅原 勲
	総務係 長	渡部 涼子
	調整主任	須藤 輝一
	会計年度任用職員	高橋 加奈

議 長 ただ今より、第3回三川町農業委員会総会を開会いたします。  
(9:45)

総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。  
次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。  
時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。  
したがって、5番 菅原 義弘 委員、6番 石栗 聡 委員の2名を指名します。

これより、報告並びに議案の審議に入ります。  
それでは、日程第1 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」から日程第3 報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」までの報告を求めます。  
事務局、説明願います。

渡部総務係長 (説明) ≪ 報告第1号 ≫  
(説明) ≪ 報告第2号 ≫  
(説明) ≪ 報告第3号 ≫

議 長 以上で日程第1から日程第3までの報告を終わります。  
次に、日程第4 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、審議します。  
事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) ≪ 議案第3号 ≫  
議 長 これより質疑に入ります。本案について、ご意見ございませんか。  
意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手) (賛成9名、反対0名)  
挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。  
次に、日程第5 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。  
事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) ≪ 議案第4号 ≫  
議 長 本案については、転用でありますので、過日実査しております。実査委員長より報告を求めます。  
2番 大沼 隆一 委員 登壇願います。

2番 2番、大沼です。農地法第5条の規定による許可申請につきまして報告いたします。10月14日、齋藤 学 委員、佐藤 裕一 委員、私と事務局より渡部総務係長の4名で、被害防除計画の記載内容に基づき現状を実査確認いたしました。本件は祖父の所有地である農地の一部を借り受け住宅を建築するた

めに転用するものであります。北側が県道、西側が町道となっており、南側は農地で今後も引き続き畑として利用されるとのことですが、今回の計画が日照などの影響はないと判断いたしました。東側は農地で畑として利用されており、元々50cmから80cmの段差があり、地盤が低くなっております。これまで土砂の流出は無かったようですが、被害防除計画によると法面には防草シートを敷くのみで土留めによる懸念が残るところですが、所有者と耕作者から同意を得たことですので問題ないことを確認いたしました。以上の結果、転用については適当と判断いたします。

議

長 これより質疑に入ります。本案について、ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。本案については、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成9名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については「許可相当」といたします。

以上をもちまして、第3回三川町農業委員会総会を閉会します。

(10 : 00)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 5 番

議事録署名委員 6 番